

平成19年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

目 次

第1 平成19年度における委員会の運営の重点事項	1
第2 委員会の運営全般	1
第3 食品健康影響評価の実施	4
第4 リスクコミュニケーションの促進	10
第5 緊急の事態への対応	15
第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	16
第7 食品の安全性の確保に関する調査	17

項 目	記 載 事 項	こ れ ま で の 実 施 状 況 及 び 今 後 の 取 組 (予 定)
第 1 平成 19 年度における委員会の運営の重点事項	<p>1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第 23 条第 1 項の所掌事務を円滑かつ着実に行う必要がある。</p> <p>2 平成 19 年度においては、特に、次の事項を重点的に推進していくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、体制強化や審議の進め方の改善を行う。 ・ 食品健康影響評価の透明性、円滑化に資する観点から、新たな分野（農薬、動物用医薬品、飼料添加物等）等について、評価ガイドラインの検討を行う。 ・ 委員会が主体的かつ計画的に食品健康影響評価を実施できるよう、現在実施中の研究の中間評価を適切に実施しつつ、食品健康影響評価技術研究を一層推進する。 ・ 平成 18 年 11 月に取りまとめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を踏まえ、地域における指導者及びリスクコミュニケーターの育成や、食育の推進にも資する教材の提供等を実施する。 ・ 国民の関心に配慮しつつ、ホームページやメールマガジン、季刊誌の発行等に加えてマスメディアを通じ、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。また、食品安全モニターの活動の活性化等を図るとともに、食の安全ダイヤル及び食品安全モニターから寄せられた情報について、関係機関への情報提供や国民への積極的な情報発信を行う。 ・ 食品の安全性の確保に関する情報の一元的な収集・整理及び分析に努めるとともに、緊急時を想定した訓練の実施により、緊急時の対処体制を強化する。 ・ 欧州食品安全機関（EFSA）など国際機関や外国政府機関等との連携を深めるとともに、食品健康影響評価結果を英訳して海外に広く発信・情報交換することにより、リスク評価における国際協調を推進する。 	<p>平成 19 年度においては、当運営計画に基づき、重点事項の実施に注力しつつ、所掌事務全般の円滑かつ着実な実施に努めてきたところであり、現在までのところ、概ね計画どおりの進捗状況を確認できたものと考えている。</p> <p>今般の事業実施状況の点検結果を踏まえ、各事業においては、年度末における運営計画を確実に達成できるよう、事業計画の詳細設計を行い、着実な事業実施に努めていくこととしている。</p> <p>【重点事項の実施状況】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポジティブリスト制度関係 [第 3 の 3] に記載 ・ 評価ガイドライン関係 [第 3 の 1] に記載 ・ 食品健康影響評価技術研究関係 [第 3 の 5] に記載 ・ 地域における指導者育成等関係 [第 4 の 2 及び 7] に記載 ・ 国民等への情報発信関係 [第 4 の 4 及び 5] に記載 ・ 緊急時対応関係 [第 5 の 1 及び 2] に記載 ・ 海外関係 [第 6 の 2] に記載 </div>
第 2 委員会の運営全般	<p>1 会議の開催</p> <p>委員会会合の開催</p> <p>原則として、毎週木曜日 14 時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>	<p>【実施状況】</p> <p>原則として毎週木曜日 14 時から、公開で、28 回開催。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>原則として毎週木曜日 14 時から、公開で開催する予定。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>

企画専門調査会の開催

委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・平成18年度食品安全委員会運営計画（平成18年3月30日委員会決定）のフォローアップ、平成18年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成19年5～6月ごろ）
- ・委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～9月ごろ）
- ・平成19年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年10～11月ごろ）
- ・基本的事項のフォローアップ、平成20年度食品安全委員会運営計画の審議（平成20年1～2月ごろ）

【実施状況】

2回開催。

開催時期	審議事項	審議結果
6月12日 (第20回)	平成18年度運営状況報告書(案)	平成18年度食品安全委員会運営状況報告書(案)を了承
9月7日 (第21回)	自ら評価案件候補の選定	委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補として15案件について審議を行い、「こんにやく入りゼリーに関する食品健康影響評価」等6案件を更に審議を行うものとして決定した。

【今後の取組】

11月27日に第22回会合を開催予定。

〔審議事項〕

委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の選定
平成19年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告

第23回会合を開催予定（平成20年1～2月）

〔審議事項〕

基本的事項のフォローアップ
平成20年度食品安全委員会運営計画

リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」(平成18年11月16日委員会決定)において今後検討すべき内容として掲げられている諸課題を踏まえ、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開に関する調査審議
- ・平成19年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成20年3月ごろ）

【実施状況】

4回開催。

第31回会合(5月8日)、第32回会合(6月11日)、第33回会合(8月3日)、第34回会合(10月24日)

・主に、リスクコミュニケーション専門調査会に当面審議を求める以下の事項（平成18年12月14日食品安全委員会決定）について、審議を行った。

- ・リスクコミュニケーションの検証
- ・審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方
- ・地方自治体との協力
- ・諸外国との連携
- ・食育

【今後の取組】

19年度末までに2回程度開催予定。

〔審議事項〕

- ・リスクコミュニケーション専門調査会に当面審議を求める事項（継続審議）
- ・平成19年度に実施したリスクコミュニケーションの総括

緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

【実施状況】

2回開催。

第22回会合(7月11日)

- ・平成18年度緊急時対応訓練のまとめを行うとともに、平成19年度緊急時対応訓練(案)について審議し、了承。

第23回会合(10月30日)

- ・緊急事態への対処体制の強化方策の検討及び緊急時対応訓練の具体的な内容、進め方についての審議。

【今後の取組】

第24回会合を開催予定(平成20年3月)。

〔審議事項〕

- ・緊急時対応訓練の検証等。

食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

また、ポジティブリスト制度下における評価案件の増大等に対応するため、関係する専門調査会の下に設置された、部会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用し、引き続き体制を強化するとともに、審議プロセスの効率化等により審議の円滑化を目指す。

(1) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

【実施状況】 計 88回を開催

・ 添加物専門調査会	7回
・ 農薬専門調査会	44回
・ 動物用医薬品専門調査会	11回
・ 器具・容器包装専門調査会	1回
・ 化学物質専門調査会	1回
・ 汚染物質専門調査会	1回
・ 化学物質・汚染物質専門調査会	2回
・ 微生物専門調査会	1回
・ ウイルス専門調査会	1回
・ 微生物・ウイルス専門調査会	2回
・ プリオン専門調査会	3回
・ かび毒・自然毒等専門調査会	-回
・ 遺伝子組換え食品等専門調査会	8回
・ 新開発食品専門調査会	4回
・ 肥料・飼料等専門調査会	2回
・ 新開発食品・添加物専門調査会合同	1回
・ 動物用医薬品・肥料・飼料等・微生物専門調査会合同	1回
・ 汚染物質・化学物質専門調査会合同	1回

(注) 開催回数には部会等の開催回数も含まれる。

		<p>【今後の取組】 必要に応じて、随時開催する。</p> <p>(2)調査審議体制の強化</p> <p>【実施状況】 より効率的かつ機動的な調査審議を進める観点から、平成19年10月に専門調査会の構成を見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質専門調査会と汚染物質専門調査会を統合し、新たに化学物質・汚染物質専門調査会を設置。 ・微生物専門調査会とウイルス専門調査会を統合し、新たに微生物・ウイルス専門調査会を設置。 ・化学物質・汚染物質専門調査会内に、幹事会、化学物質部会、汚染物質部会及び清涼飲料水部会を設置し、評価対象やその専門的な分野を考慮した審議プロセスに改編。 								
	<p>2 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成20年度食品安全委員会運営計画の作成</p> <p>平成18年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成19年5～6月ごろ） 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。</p>	<p>【実施状況】 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書については、6月12日（第20回会合）に企画専門調査会で審議し、6月28日の第196回食品安全委員会会合において決定した。</p>								
	<p>平成20年度食品安全委員会運営計画の作成（平成20年1～3月ごろ） 平成20年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。</p>	<p>【今後の取組】 平成20年度食品安全委員会運営計画については、第23回企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる予定。</p>								
<p>第3 食品健康影響評価の実施</p>	<p>1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定</p> <p>食品健康影響評価の透明性、円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価指針、評価の考え方等）について、優先順位を定めて策定を進める。具体的には、平成17年度に着手した「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品」及び平成18年度に着手した「農薬」、「動物用医薬品」、「飼料添加物」の評価ガイドラインを引き続き検討し、平成19年度中の策定に努める。また、新たに、これまでに評価終了品目の多い食品添加物の評価ガイドラインの検討に着手する。</p> <p>なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、17年度から開始した食品健康影響評価技術研究を活用する。</p>	<p>(1) ガイドラインの策定</p> <p>【実施状況】</p> <table border="1" data-bbox="1267 1070 2107 1297"> <thead> <tr> <th>ガイドラインの対象分野</th> <th>進捗状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品</td> <td>遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮称）」の草案を作成中</td> </tr> <tr> <td>農薬、動物用医薬品、飼料添加物</td> <td>リスク管理機関との調整を行いながら、草案を作成中</td> </tr> <tr> <td>食品添加物</td> <td>評価ガイドラインの作成に必要な調査を実施中</td> </tr> </tbody> </table> <p>【今後の取組】 今後も引き続き、策定作業を進めていく。</p>	ガイドラインの対象分野	進捗状況	遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品	遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮称）」の草案を作成中	農薬、動物用医薬品、飼料添加物	リスク管理機関との調整を行いながら、草案を作成中	食品添加物	評価ガイドラインの作成に必要な調査を実施中
ガイドラインの対象分野	進捗状況									
遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品	遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮称）」の草案を作成中									
農薬、動物用医薬品、飼料添加物	リスク管理機関との調整を行いながら、草案を作成中									
食品添加物	評価ガイドラインの作成に必要な調査を実施中									

2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討

委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。

これらの情報・意見等を企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会は、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行う案件を決定する。

なお、緊急・特段の評価案件については、適宜、委員会において対応する。

また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促進を図る必要があると考えられる場合には、ファクトシートを作成し、わかりやすく解説する。

既に、委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した食中毒原因微生物に関しては、17年度に策定した「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」に基づき、平成18年度に絞り込んだ4案件（鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス）の中から、優先度を決めた上で、微生物専門調査会又はウイルス専門調査会において審議を進める。

同じく、委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補案件とされた「我が国が輸入する牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、プリオン専門調査会において評価の準備段階として取りまとめた評価の進め方や必要項目等をもとに、更に検討を進める。

(2)食品健康影響評価技術研究の活用

【実施状況】

食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり必要となる研究を行うため、平成19年度、食品健康影響評価技術研究において、別記のとおり4研究領域9課題を決定した。

(1)自ら評価案件の選定と危害情報等の提供

【実施状況】

食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた情報、委員会事務局において収集した情報等に基づき、「委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補」として15案件を抽出し、第21回企画専門調査会で審議し以下の6案件について、情報収集の上、第22回会合で更に調査審議を行うこととなった。

- ・こんにやく入りゼリーに関する食品健康影響評価
- ・体細胞クローン牛に関する食品健康影響評価
- ・食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価
- ・ヘテロサイクリックアミンに関する食品健康影響評価
- ・多肥栽培による葉物野菜中の硝酸塩に関する食品健康影響評価
- ・有機ヒ素化合物(ジメチルアルシリン酸)に関する食品健康影響評価

併せて、第21回企画専門調査会において、以下の案件については、食品健康影響評価を行うには至らないが、国民に周知するため、必要な情報提供を行うこととされた。

- ・食器などのプラスチック製品に含まれるビスフェノールAに関する食品健康影響評価
- ・ポリスチレン容器から溶出するスチレントリマーに関する食品健康影響評価
- ・複数添加物の相乗毒性に関する食品健康影響評価
- ・食品添加物バラオキシ安息香酸エステル類に関する食品健康影響評価

【今後の取組】

自ら評価については、第22回企画専門調査会において候補案件の選定審議を行う予定。

年度末までに以下のファクトシートを作成するとともに、必要に応じて、国民に対し危害情報等の提供を行う。

(2)自ら評価選定案件の進捗状況

食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価

【実施状況】

意見交換会の結果等を踏まえ、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリから調査審議を進めることとし、現在、微生物・ウイルス専門調査会の下に設置したワーキンググループにおいて調査審議を行っている。

「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」について、付属

文書を作成し、同指針（暫定版）としてとりまとめた。

【今後の取組】

「鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」については、引き続きワーキンググループにおいて調査審議を進める。

上記以外の他の組合せについても、今後、評価に必要な関連情報を集め、順次リスク評価を進める予定である。

我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価

【実施状況】

意見交換会の結果等を踏まえ、自ら評価を実施することを決定し、平成19年8月に評価対象国14か国へ質問書を発出した。

【今後の取組】

質問書に対する回答を待って、プリオン専門調査会において調査審議を行う予定である。

3 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施

既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。

特に平成18年から導入されたいわゆるポジティブリスト制度については、関係する専門調査会で十分な連携を図りつつ、部会等の枠組みを活用して、暫定基準等に係る食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。

平成18年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、19年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

なお、清涼飲料水及びポジティブリスト制度導入に係る暫定基準等の評価案件については、評価対象となる物質の数が膨大であるため、優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

【実施状況】

これまでの食品健康影響評価要請案件の審査実績

- ・ これまでのリスク評価対象案件数
889案件
- ・ これまでに評価が終了した案件数
469案件（うち平成19年度に評価を終了した案件数 118件）
- ・ 意見募集中の案件数
24案件

ポジティブリスト制度に係る評価案件の審査実績

- ・ ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の大幅な増加に対応するため、専門調査会の下に設置した部会を支える事務局の体制を平成19年4月に強化した。
- ・ 平成19年度においては、厚生労働省から示された「平成19年度食品健康影響評価依頼予定物質について」に基づき評価要請を受け、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（第149回食品安全委員会決定）に従い調査審議を進めている。
- ・ 平成18年度から現在までに182物質の評価要請を受け、49物質について評価結果を通知した。

清涼飲料水の規格基準に係る評価案件の審査実績

- ・ 化学物質・汚染物質専門調査会又は農薬専門調査会において、国際機関における評価状況等を考慮し、計画的に調査審議を進めている。

	<p>・ 現在までに48化学物質及び93農薬について評価要請を受け、9化学物質及び3農薬について評価結果を通知した。</p> <p>【今後の取組】 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件については、着実に審査を実施し、運営計画の達成に努める。</p>
<p>4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省、農林水産省及び環境省に対し、平成19年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、19年9月ごろ及び20年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。</p> <p>また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。</p>	<p>【実施状況】 平成19年8月に、厚生労働省及び農林水産省に対して、1回目の調査を依頼 〔調査対象〕 ・ 平成18年10月から19年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（8分野70品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（5分野20品目） 〔調査結果〕 ・ 平成19年10月25日の第212回委員会会合において、その結果を報告した。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><結果概要> ・ 前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった品目を含め分野別に以下の品目数について結果を報告した。</p> <p>添加物：7品目、農薬：9品目、動物用医薬品：41品目、汚染物質・化学物質：10品目、器具・容器包装：2品目、微生物：1品目、遺伝子組換え食品等：5品目、新開発食品：11品目、肥料・飼料等：4品目</p> </div> <p>【今後の取組】 平成20年2月頃、平成19年4月から9月までの間に通知した食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況を調査する予定。</p>
<p>5 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドラインの策定等に資する研究として、食品健康影響評価技術研究を推進する。</p> <p>また、本研究の一層効率的かつ効果的な実施を図るため、現在実施中の研究について中間評価を適切に実施するとともに、研究事業の実施に当たっては、研究資金の適正な執行に努</p>	<p>(1) 食品健康影響評価技術研究</p> <p>【実施状況】 平成19年度新規食品健康影響評価技術研究については、平成19年4月5日の食品安全委員会第185回会合において、次の4研究領域9課題を研究課題として決定した。</p>

める。

さらに平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

平成19年度食品健康影響評価技術研究の採択課題一覧

領域名：食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域

課題名：遺伝子多型ラットを用いたペルオキシソーム増殖剤のヒト発がんリスクの評価法の開発

課題名：ヒト肝組織を用いたアクリルアミドの変異原性の評価とその関連遺伝子の解析

課題名：化学物質による肝肥大誘導機序の解析を基盤とした肝発がんリスク評価系の構築

課題名：毒性データの不確実性とヒトへの外挿法に関する研究

領域名：食品に起因する病原微生物等（プリオン、薬剤耐性菌を含む）のリスク評価法に関する研究領域

課題名：予測微生物学的解析手法を用いた微生物学的リスク評価システムの開発

課題名：腸管出血性大腸菌の牛肉を介したリスクに及ぼす要因についての解析

課題名：食用動物からヒトに至る薬剤耐性遺伝子の伝播の解明と評価手法の開発

領域名：新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域

課題名：遺伝子組換え食品等のアレルギー性・腸管免疫影響のインビトロ評価系の開発

領域名：リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域

課題名：効果的リスクコミュニケーションのための学際的人材育成システムの構築

平成17年度及び平成18年度に採択した食品健康影響評価技術研究の中間評価については、4月5日の食品安全委員会第185回会合において、以下のとおり決定した。

平成17年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

領域名：化学物質の発がんリスクの評価法に関する研究領域

課題名：環境化学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検索法の確立と閾値の検討

評価結果：継続

領域名：食品の容器包装・器具のリスク評価法に関する研究領域

課題名：器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究

評価結果：継続

領域名：プリオンに起因するリスクの評価法に関する研究領域

課題名：BSEにおける脊柱・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取 シート蛋白の体内動態

評価結果：研究計画の改善が必要

領域名：微生物・ウイルスの定量的リスク評価及び薬剤耐性菌のリスク評価に関する研究領域

課題名：多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究

評価結果：継続

領域名：タンパク質等食品成分のアレルギー発現性の評価法に関する研究領域
課題名：免疫細胞生物学的・構造生物学的手法を用いた食品成分のアレルギー発現性評価法の研究

評価結果：継続

領域名：食品に関連するリスクの定量的評価法に関する研究領域
課題名：定量的リスク評価に応用可能な手法の探索、分析及び開発に関する研究

評価結果：継続

領域名：食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域
課題名：効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方に関する研究

評価結果：継続

領域名：食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域
課題名：食品災害時のリスクコミュニケーションの実態調査(風評被害を含む)及び災害の性格分類

評価結果：継続

平成18年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

領域名：化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域
課題名：メチル水銀とダイオキシンの複合曝露による次世代の高次脳機能のリスク評価手法
評価結果：継続

領域名：化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域
課題名：一般集団およびハイリスク集団への食品中有害物質の曝露評価手法の開発
評価結果：研究計画の改善が必要

領域名：食品に起因するvCJDのリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法の開発に関する研究領域
課題名：BSEのリスク評価とサーベイランスの効果的手法の研究：北海道の場合
評価結果：継続

領域名：食品に起因するvCJDのリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法の開発に関する研究領域
課題名：vCJDリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法に関する研究
評価結果：継続

領域名：食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域
課題名：非加熱喫食食品から検出されるリステリア・モノサイトゲネスのリスク評価に関する研

		<p style="text-align: center;">究</p> <p>評価結果：継続</p> <p>領域名：食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域 課題名：生食用カキに起因するノロウイルスリスク評価に関する研究 評価結果：継続</p> <p>領域名：健康食品等の安全性評価法に関する研究領域 課題名：いわゆる新開発食品等の安全性評価法の開発に資する生体反応メカニズム研究 評価結果：継続</p> <p>領域名：リスクコミュニケーションの情報提示方法、言語表現等に関する研究領域 課題名：双方向情報交換実験によるIT活用型リスクコミュニケーション手法に関する研究 評価結果：継続</p> <p>【今後の取組】 平成20年度新規研究課題の選定については、11月上旬に食品安全委員会委員及び食品安全委員会専門委員から研究領域候補案を募集し、食品安全委員会で研究領域を決定後研究課題の公募を行う予定である。また、応募のあった課題については、事前評価を行い、3月末日までに研究課題の候補を選定する予定である。 継続課題については、提出された研究成果報告書により中間評価を行い、3月末日までに中間評価結果案を決定する予定である。</p> <p>(2) 食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議 【実施状況】 6月15日に「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」を開催し、研究の実施状況、平成20年度予算の要求状況等について情報交換を行った。</p> <p>【今後の取組】 必要に応じて「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進することとする。</p>
<p>第4 リスクコミュニケーションの促進</p>	<p>1 意見交換会等の開催</p> <p>食の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成18年11月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を取りまとめたところであり、これらを踏まえ、19年度においても、関係府省が連携して全国各地で意見交換会を30回程度開催する。</p> <p>委員会が行う意見交換会においては、食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件について開催するとともに、リスク分析の考え方や食品安全行政の考え方について、食品添加物や農薬を題材に東京、大阪以外の都市でも開催し、また、地域の指導者育成講座を活</p>	<p>【実施状況】 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を踏まえ、関係府省と連携して全国各地で11回、このほか地方自治体との共催で3回の意見交換会を開催した。</p> <p>なお、委員会が行う意見交換会は、リスク分析の考え方、食育、我が国に輸入される牛肉等や食中毒原因微生物に係るリスク評価をテーマにして行ったもののほか、米国における農薬の安全性評価や、放射線照射食品を巡る国際的な状況等について海外から専門家を招聘して行った。</p>

用して内容、対象を絞って開催する。

このほか、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。

- ・ 4月23日<福岡県>「我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価の実施について」
- ・ 4月24日<大阪府>「 」
- ・ 4月25日<北海道>「 」
- ・ 4月27日<東京都>「 」
- ・ 5月11日<東京都>「科学的不確実性とリスクコミュニケーション(BSE問題を例として)」
- ・ 5月15日<東京都>「米国における農薬の安全性評価の取組について」
- ・ 6月10日<福井県>「食の安全を理解する上での食育の役割」
- ・ 6月22日<東京都>「食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定に関する意見交換会」
- ・ 6月25日<大阪府>「 」
- ・ 9月3日<東京都>「放射線照射食品をめぐる国際的な状況」
- ・ 9月13日<山口県>「食品安全のためのリスク分析の考え方(農薬を例として)」
(山口県と共催)
- ・ 10月5日<富山県>「食品安全フォーラムinとやま」(富山県と共催)
- ・ 10月17日<東京都>「豪州における農薬の安全性確保に関する取組について」
- ・ 10月24日<山形県>「食の安全フォーラムin置賜」(山形県と共催)

【今後の取組】

11月2日、東京都において、EUにおける遺伝子組換え作物のリスク評価について、海外の専門家を招へいして意見交換会を開催予定

2 リスクコミュニケーション推進事業の実施

食品安全委員会が行うリスク評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、より一層国民の理解を得るため、引き続き、リスクコミュニケーションの推進に努める。

リスクコミュニケーションへの参加者の裾野を広げ、また、食育の推進にも資する観点から、18年度に引き続き「地域の指導者育成講座」を実施するとともに、新たに、消費者、事業者などさまざまな食品関係者の立場や主張を理解し、リスクコミュニケーションにおいて意見や論点を明確化し、地域において相互の意思疎通を円滑化する役割を担う「リスクコミュニケーション」を育成するための講座を実施する。また、食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する教材を製作し、その活用の促進にも努める。

(1) 食品の安全性に関する地域の指導者育成講座

【実施状況】

鳥取県(8月31日)、石川県(9月11日)、山口県(9月12日)、香川県(9月21日)、滋賀県(10月22日)の5カ所において開催した。

【今後の取組】

全国6カ所で開催する予定
愛知県(11月)、岡山県・福岡県(12月)
神奈川県・和歌山県・兵庫県(未定)

(2) 食品の安全性に関するリスクコミュニケーション育成講座

【実施状況】

岡山県(9月20日)、広島県(10月18日)の2カ所において開催した。

【今後の取組】

全国9カ所で開催する予定
徳島県・大阪府・秋田県(11月)、栃木県・福岡市(12月)
北海道、岡崎市、三重県、大分県(未定)

	<p>(3) その他の食品安全に関する普及啓発</p> <p>【実施状況】 指導者育成講座等の受講生が、地域におけるリスクコミュニケーションを情報・理解の裾野を広げるための活動ができるよう、必要な情報提供を実施した。</p> <p>【今後の取組】 指導者育成講座等の受講生に対し、引き続き必要な情報提供を提供する。 指導者育成講座等の受講生が各地での普及活動に利用できるよう、リスク分析に関する内容のDVDを作成する。</p>
<p>3 全国食品安全連絡会議の開催</p> <p>委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。 この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等について報告を受け、幅広い観点から意見交換を行う。</p>	<p>【今後の取組】 全国食品安全連絡会議を11月21日に開催し、委員会の運営状況の情報提供を行うとともに、リスクコミュニケーションなどの地方公共団体と連携して取り組むべき課題について意見交換を行う。</p>
<p>4 食品安全モニターの活動</p> <p>食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常生活を通じて気付いた点等についての報告を求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。この中で、食品安全モニターの任期を2年に延長（1年毎に半数改選）する等により、食品安全モニターの情報発信能力の向上を図るとともに、食品安全モニター活動の活性化を図る。 また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成19年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。</p>	<p>【実施状況】 平成19年度食品安全モニターについては、任期を2年に延長した上で、4月2日に新規モニターとして235名（応募総数809名）及び18年度からの継続モニターとして235名の計470名を依頼した。 モニターの方々に委員会の取組等について知識と理解を深めていただくとともに、継続モニターからの地域における活動報告や意見交換を行うため、5月21日から6月27日までに、全国7会場で10回（東京3回、大阪2回、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡各1回）の食品安全モニター会議を開催した。 食品安全モニターの活動実績は、次のとおりである。 ・ 食品安全行政等に関する意見等について258件の随時報告があり、関係行政機関にも回付するとともに、毎月、委員会会合において概要を報告した。 ・ 「食品の安全性に関する意識等について」の課題報告を受け、委員会の取組のための参考とした。</p> <p>【今後の取組】 食品安全モニターに対し、適切なテーマ設定し、課題報告を求める予定。</p>

5 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況を把握しつつ、ホームページの充実やメールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、より積極的な情報提供を図るとともに、食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。

特に、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、必要に応じて委員等による記者会見を開くほか、これまでの報道担当記者等との懇談会に加え、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供に努める。また、プレスリリースのメール配信等によりマスメディア関係者とのネットワーク構築を図る。

なお、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報について、わかりやすくホームページで公開することにより積極的な活用を図るとともに、関係機関に対してこれらの情報を提供し共有する。

(1) ホームページ等による情報提供

【実施状況】

委員会のホームページにおいて、以下の情報を掲載するなど、分かりやすい情報発信に努めた。

- ・「BSE及びVCD」、「食中毒」、「トランス脂肪酸」、「鳥インフルエンザ」
- ・ファクトシート（「トランス脂肪酸」、「加工食品中のアクリルアミド」）
- ・マスメディアに大きく取り上げられていた「こんにゃく入りゼリー」や「中国産食品」

電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）においては、食品安全委員会等の結果概要や食品安全委員会ホームページ新着情報等を、原則毎週金曜日に、約5,200名の会員に対し配信した。

【今後の取組】

ホームページの掲載情報を充実し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。

メールマガジンについては、実施したアンケート結果を踏まえ、より分かりやすく情報を掲載できるように、その内容を改善する。

(2) 季刊誌「食品安全」等による情報提供

【実施状況】

季刊誌「食品安全」を7月、10月に発行し、「米国・カナダ以外からの輸入牛肉等の食品健康影響評価」等について掲載した。

委員会のパンフレット（英語版を含む）を更新した。

【今後の取組】

季刊誌「食品安全」を12月、平成20年3月に発行する。また、発行に当たっては、適切なテーマの設定に努める。

(3) 広報等の活用

【実施状況】

4月及び7月には、マスメディア関係者との間で意見交換を行った。

報道関係者に対して、当委員会開催案内などのプレスリリースについて、電子メールによる配信を行った。

政府広報を活用して、テレビ番組出演による食品安全委員会の役割の紹介（10月）及びラジオ番組による食の安全ダイヤルの広報（10月）を実施した。

【今後の取組】

11月に報道関係者との懇談会を開催するなど、定期的に意見交換会の開催を予定。

	<p>(4) 食の安全ダイヤル</p> <p>【実施状況】 一般消費者等から518件の相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、毎月、Q & Aを作成し、ホームページに掲載した。</p> <p>【今後の取組】 一般消費者等から相談や問い合わせを受け、多く寄せられる質問等については、毎月、Q & Aを作成し、ホームページに掲載する。</p>
<p>6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整</p> <p>委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。</p>	<p>【実施状況】 関係府省リスクコミュニケーション担当者会議を14回開催し、委員会及びリスク管理機関が開催する意見交換会の開催の時期、テーマ、具体的内容、方向性等リスクコミュニケーションに関する計画について必要な調整を行った。</p> <p>【今後の取組】 毎月2回程度、担当者会議を開催し、食品に関するリスクコミュニケーションの推進に必要なリスク管理機関との調整を行う。</p>
<p>7 食育の推進への貢献</p> <p>平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関する情報の提供及び意見交換の促進を通じて、食品の安全性に関する国民の知識と理解の増進を図る。</p>	<p>【実施状況】 6月9・10日に福井県で開催された第2回食育推進全国大会において、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブース出展し、リスク分析の手法や委員会の役割についてのパネル展示やパンフレット類を配布した。 ・ 「食の安全を理解する上での食育の役割」をテーマとした意見交換会などを実施した。 <p>8月22・23日に、夏休みを利用し、食の安全について理解を深めてもらうため、小学生等を対象とした「ジュニア食品安全委員会」を開催し、意見交換やクイズ大会を行った。</p> <p>そのほか、ホームページ、パンフレット、リーフレット、季刊誌等を通じ、食品の安全性に関する情報提供を行うとともに、意見交換会を14回開催した。</p> <p>【今後の取組】 平成18年11月16日の第168回委員会会合において決定した「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」において、「食育」は今後検討すべき内容として掲げられていることから、リスクコミュニケーション専門調査会において更に検討していく予定。</p>

<p>第5 緊急の事態への対処</p>	<p>1 緊急時訓練の開催</p> <p>緊急時を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と実践的対応能力の向上等を図る。</p>	<p>【実施状況】</p> <p>8月9日の第202回委員会会合において、平成19年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画を決定した。</p> <p>〔計画の内容〕 今年度は、食品安全委員会内の認識の共有、緊急時対応マニュアルの実効性の向上、効果的な広報技術の向上を重点課題とし、2回の訓練を実施する。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>12月3日に、第1回目として、リスク管理機関との合同訓練（机上シミュレーション¹）を実施予定。</p> <p>平成20年2月に、第2回目として、効果的な情報提供などを主体とした実動訓練²を実施予定。</p> <p>1 机上シミュレーション：実際に体を動かすものではなく、机上で、設定に沿ってイメージ力をふくらませ、対応等の議論を行う訓練。 2 実動訓練：設定に沿った情報や状況に基づき、訓練参加者が実際の緊急時対応を模擬する訓練。</p>
	<p>2 事後検証並びに緊急時対応要綱及び指針の見直し</p> <p>緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果の検証及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等（以下「要綱等」という。）における緊急時対応の問題点や改善点等について検討・見直しを行うとともに、緊急時対応体制の強化・整備を行う。</p> <p>この他、緊急時対応専門調査会において、緊急時対応に備えた事前準備のあり方並びに情報の収集、分析及び提供のあり方等に関する強化方策について検討し、必要に応じ要綱等の見直し及び緊急時対応体制の強化・整備を行う。</p>	<p>【実施状況】</p> <p>緊急時対応専門調査会において、平成18年度緊急時対応訓練について検証を行った結果は、以下のとおりであった。</p> <p>実施要綱、実施指針について特段の見直しを行う必要がないことが確認された。</p> <p>異なるステージでの訓練により要綱等の検証を行うことが今後の課題として抽出された。</p> <p>事務局内における緊急時の事務作業手順書等の作成、緊急時に備えた体制整備並びに訓練の継続による緊急時体制の検証の必要性が指摘された。</p> <p>事務局内における事務作業手順書として、「食品安全委員会事務局内緊急時対応事務処理要領」、「食品安全委員会緊急時対応訓練実施手順書」を作成した。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>今年度の緊急時対応訓練を通し、要綱等の検証を行っていくとともに、緊急時対応体制の強化方策について検討を行う予定。</p>

<p>第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p>	<p>1 食品の安全性の確保に係る研究者・専門家等のデータベース化</p> <p>委員会が、国内外の食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集、整理及び活用し、リスク管理機関等との情報の共有・連携体制を確立するため、平成16年度から18年度までの3年計画により、「食品安全総合情報システム」(以下「システム」という。)を整備した。システムに登録されている情報のうち、一般に公開できるものについては、委員会のホームページにリンクしたシステムの検索機能を通じ広く国民に提供する。</p> <p>平成19年度においては、システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を実施し、最新かつ正確な食品安全情報について関係省庁との情報の共有化を推進するとともに、自ら評価やファクトシート作成の効率的な実施等のため、情報の整理・分析を行う。</p>	<p>【実施状況】</p> <p>「食品安全総合情報システム」に登録されている一般に公開できる情報については、委員会のホームページ上で運用を行い、広く国民に提供した。</p> <p>システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を随時、実施した。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>最新かつ正確な食品安全情報について関係省庁との情報の共有化を更に推進するとともに、自ら評価やファクトシート作成の効率的な実施等のため、情報の整理・分析を継続的に行っていく予定。</p>
	<p>2 国際会議等への参加</p> <p>コーデックス委員会(Codex)各部会、経済協力開発機構(OECD)タスク・フォース会合、国際獣疫事務局(OIE)総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。</p> <p>また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p> <p>さらに、EFSAなどの国際機関や外国政府機関等との連携を深めるとともに、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実により広く国際機関や外国機関等に発信・情報交換することでリスク評価における国際協調を推進する。</p>	<p>(1) 国際会議等への派遣</p> <p>【実施状況】</p> <p>平成19年度においては、コーデックス委員会各部会、OECDタスク・フォース、その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し(15回)、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有を図った。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>今後も引き続き、国際会議等に委員等を派遣し、情報の共有及び発信に努める予定。</p> <p>(2) 海外研究者の招聘</p> <p>【実施状況】</p> <p>海外の研究者等を招へいし、食品安全に係る意見交換会等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月7日～11日 カナダ・ピクトリア大学 コンラッド・ブルンク教授 ・ 5月14日～16日 アメリカ環境保護庁(EPA)農薬業務部登録課 ロイス・ロッシ課長 ・ 9月2日～6日 世界保健機構(WHO)食品安全・人獣共通感染症及び食品由来疾患局GEMS食品プログラム課長 ジェラルド・G・モイ博士 ・ 10月15日～19日 オーストラリア農薬・動物用薬品局CEO(最高責任者) エヴァ・ベネットジェンキンス博士 ・ 10月29日～11月2日 欧州食品安全機関(EFSA)のGMOパネル座長 ハリー・クーバー博士 <p>【今後の取組】</p> <p>今後も引き続き海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p> <p>(3) 海外への情報発信</p> <p>【実施状況】</p> <p>委員会の英語版ホームページにおいては、「リスク評価の審議状況」や「食の安全</p>

		<p>に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」等を掲載した。</p> <p>【今後の取組】 英語版ホームページの充実を図る予定。</p>
<p>第7 食品の安全性の確保に関する調査</p>	<p>リスク評価等の事務を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う調査として、状況に応じ機動的に課題を選定しつつ食品安全確保総合調査を実施する。平成19年度に実施する課題については、6月ごろまでに選定する。</p> <p>なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査課題を選定することとしている。</p> <p>また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、システムにより公開する。</p>	<p>【実施状況】 平成19年度においては、9月までに12課題を調査課題として選定し、そのうち3課題について調査実施機関と請負契約を行い、調査を開始した。 選定した調査課題については、調査概要、調査実施機関、契約金額等を食品安全委員会ホームページ等で公開した。</p> <p>【今後の取組】 調査を開始していない残りの9課題については、調査実施機関の決定に必要な手続きを実施中である。 上記以外にも新たな調査課題を選定中であり、現在、必要な手続きを行っている。</p>

なお、特段の断りがない限り、平成19年10月31日現在の実績とする。